

新

令和5年度大阪府私立外国人学校振興補助金配分基準における情報開示の取り扱い（公表資料及び公表基準等）

公表資料名		公表基準等				
		公表の範囲	公開時期	公開方法	公開期間	その他留意事項
財産目録等備付書類	資金収支計算書	・大科目（中科目以下は省略可）	交付申請の日までに公開すること。	当該校のホームページ又は設置者のホームページにおいて公開すること。	原則、公開した日から1年間、公開すること。	公表の範囲であっても、設置者の競争上の地位その他正当な利益を害するものと客観的に認められる情報については公表しないことができる。 また、公表する情報の中に個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが含まれていないか十分確認の上、公表すること。
	活動区分資金収支計算書					
	事業活動収支計算書					
	貸借対照表					
	資金収支内訳表					
	事業活動収支内訳表	・大科目（中科目以下は省略可） ・当該外国人学校部門				
	財産目録	・大科目（中科目以下は省略可）				
	事業報告書	・法人の概要、事業の概要及び財務の概要				
	監事による監査報告書	・監事の印影以外				
	役員等名簿	・個人の住所に係る記載の部分以外				
役員に対する報酬等の支給の基準	・全て					
寄附行為	・全て					
学校評価	自己評価の結果の報告書	次の項目が含まれていること。 ・重点的に取り組むことが必要な目標 ・その達成状況及び取組状況 ・今後の改善方策				

旧

令和4年度大阪府私立外国人学校振興補助金配分基準における情報開示の取り扱い（公表資料及び公表基準等）

公表資料名		公表基準等				
		公表の範囲	公開時期	公開方法	公開期間	その他留意事項
財産目録等備付書類	資金収支計算書	・大科目（中科目以下は省略可）	交付申請の日までに公開すること。	当該校のホームページ又は設置者のホームページにおいて公開すること。	原則、公開した日から1年間、公開すること。	公表の範囲であっても、設置者の競争上の地位その他正当な利益を害するものと客観的に認められる情報については公表しないことができる。 また、公表する情報の中に個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが含まれていないか十分確認の上、公表すること。
	活動区分資金収支計算書					
	事業活動収支計算書					
	貸借対照表					
	資金収支内訳表					
	事業活動収支内訳表	・大科目（中科目以下は省略可） ・当該外国人学校部門				
	財産目録	・大科目（中科目以下は省略可）				
	事業報告書	・法人の概要、事業の概要及び財務の概要				
	監事による監査報告書	・監事の印影以外				
	役員等名簿	・個人の住所に係る記載の部分以外				
役員に対する報酬等の支給の基準	・全て					
寄附行為	・全て					
学校評価	自己評価の結果の報告書	次の項目が含まれていること。 ・重点的に取り組むことが必要な目標 ・その達成状況及び取組状況 ・今後の改善方策				